

食品表示部会 第2回生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会

生鮮食品の表示基準のイメージ案について

平成26年2月19日
消費者庁食品表示企画課

食品表示基準(生鮮食品の基準イメージ)(案)

第1章 総則

第2章 加工食品

第3章 生鮮食品

第4章 添加物

第1節 一般消費者に販売される形態の生鮮食品の表示をする食品関連事業者が遵守すべき基準

【横断的事項】(表示事項・表示の方法)

- ・原則として、生鮮食品全般に義務付けるもの
- ・生鮮食品全般に義務付けるものであって、個別の生鮮食品に表示の方法の規定を設けているもの
- ・生鮮食品のうち、一定の要件を満たした生鮮食品に義務付けるもの

- ・名称
- ・原産地
- ・遺伝子組換え食品
- ・放射線を照射した旨 等

- ・食品衛生法の表示基準府令(*1)
- ・JAS法の生鮮食品品質表示基準
- ・JAS法の遺伝子組換え食品品質表示基準(*2)
- ・JAS法の個別品質表示基準(1基準)

【個別的事項】(表示事項・表示の方法)

- ・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で個別の生鮮食品に限定して義務付けるもの
- ・現行の食品衛生法の表示基準府令、食品衛生法の乳等表示基準府令のそれぞれの対象食品に限定して義務付けるもの

- ・解凍されたものである旨
- ・養殖されたものである旨
- ・期限表示
- ・添加物 等

- ・食品衛生法の表示基準府令(*1)
- ・食品衛生法の乳等表示基準府令(*3)
- ・JAS法の個別品質表示基準(3基準)

(*1)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令
 (*2)遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準
 (*3)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

第2節 業務用の生鮮食品を扱う事業者が遵守すべき事項

第3節 食品関連事業者以外の生鮮食品を販売する者が遵守すべき基準

食品衛生法の表示基準府令(*1)

シアン化合物を含有する豆類／切り身又はむき身にした鮮魚介類を凍結させたもの／放射線照射食品／鶏の卵／食肉／生かき／切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの／あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご

食品衛生法の乳等表示基準府令(*3)

生乳、生山羊乳及び生めん羊乳

JAS法の個別品質表示基準(3基準)

しいたけ／水産物／玄米及び精米

現行の生鮮食品の表示について(JAS法)①

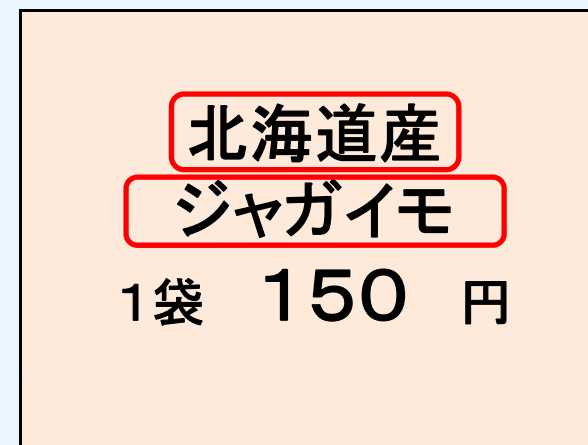
生鮮食品品質表示基準

定義

生鮮食品	加工食品以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。
業務用生鮮食品	生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。
小売販売業者	販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう。

表示事項及び表示の方法

名称		その内容を表す一般的な名称を記載
原産地	農産物	国産品は都道府県名を記載 輸入品は原産国名を記載
	畜産物	国産品は国産である旨を記載 輸入品は原産国名を記載
	水産物	国産品は生産した水域名又は地域名を記載 (水域名の記載が困難な場合は、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名) 輸入品は原産国名



現行の生鮮食品の表示について(JAS法)②

しいたけ品質表示基準

定義

しいたけ	しいたけ菌の子実体であって全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたものをいう。
原木栽培	クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。
菌床栽培	おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。

表示事項及び表示の方法

栽培方法	原木栽培によるしいたけにおける栽培方法は「原木」と記載 菌床栽培によるしいたけにおける栽培方法は「菌床」と記載
------	--

菌床 生しいたけ
長野県産

250円

水産物品質表示基準

定義

養殖	幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成をすることをいう。
----	---

表示事項及び表示の方法

解凍	冷凍したものを解凍したものである場合は「解凍」と記載
養殖	養殖されたものである場合は「養殖」と記載

めばちまぐろ
(解凍) (静岡県産)

保存温度	加工日	消費期限
4℃以下	14.2.19	14.2.20

加工所
〇〇スーパー株式会社
東京都千代田区〇〇-〇-〇

500円

現行の生鮮食品の表示について(JAS法)③

玄米及び精米品質表示基準

定義

玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調整したものをいう。
精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。
もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。
うるち精米	もち精米以外の精米をいう。
原料玄米	製品の原料として使用される玄米をいう。

表示事項及び表示の方法

名称	「玄米」、「もち精米」、「うるち精米」、「精米」又は「胚芽精米」と記載
原料玄米	産地、品種及び産年を記載
内容量	内容重量を単位を明記して記載
精米年月日	調整年月日、精米年月日又は輸入年月日を記載
販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号	なし

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 新潟県	こしひかり	25年産
内容量	5kg		
精米年月日	反対面下部に記載		
販売者	〇〇株式会社 東京都千代田区△△ 〇-〇-〇 フリーダイヤル 〇△-〇△-〇△		

現行の生鮮食品の表示について(食品衛生法)

食品衛生法の表示基準府令

表示事項

- 名称
- 期限表示
- 加工所の所在地及び加工者の氏名
- 保存の方法
- 添加物
- アレルゲン

食品衛生法の表示基準府令の第1条第1項に掲げる食品に限る。
詳細はP2参照

その他の表示事項

例1 生食用鮮魚介類

生食用である旨	「生食用」、「刺身用」、「そのままお召し上がりになれます。」等のように記載
---------	---------------------------------------

例2 生かき(生食用)

生食用であるかないかの別	生食用以外は、「加熱調理用」、「加熱加工用」、「加熱用」等を明確に記載
採取された海域又は湖沼	都道府県等が決定した採取海域又は湖沼の名称を記載

**真鯛「愛媛県産」
(刺身用)**

保存温度 4℃以下	加工日 14.2.19	消費期限 14.2.20
加工所 〇〇スーパー株式会社 東京都千代田区〇〇-〇-〇		680円

名称	生かき(生食用)
採取海域	広島県海域広島湾
消費期限	14. 2. 19
保存方法	10℃以下で保存してください
加工者	〇〇株式会社 東京都千代田区△△ 〇-〇-〇 フリーダイヤル 〇△-〇△-〇△

生鮮食品の表示基準の統合のイメージ(案)

生鮮食品品質表示基準

第1条 (適用の範囲)
生鮮食品に適用

第2条 (定義)
○生鮮食品
○業務用生鮮食品
○小売販売業者

第3条 (生鮮食品の表示事項)
名称、原産地

第4条 (生鮮食品の表示の方法)
名称、原産地、内容量 等の表示方法について規定

第5条 (その他の表示事項及びその表示の方法)
放射線を照射した旨

第6条 (表示禁止事項)
○実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
○第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
○その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

第7条 (その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準)
個別の品質表示基準等、別に定める基準がある場合は、その定めるところによる

第8条 (販売業者の努力義務)

食品表示基準

第一章 総則

- 趣旨
- 定義

第三章 生鮮食品の表示基準

第一節 一般消費者に販売される形態の生鮮食品の表示をする食品関連事業者が遵守すべき基準

横断的事項
○ 表示事項

名称、原産地 等

○ 表示の方法

横断的事項のそれぞれの事項の表示の方法について規定

個別的事項
○ 表示事項

品目別に定められた事項

○ 表示の方法

個別的事項のそれぞれの事項の表示の方法について規定

○ 表示禁止事項

○ 製造業者等の努力義務

個別の品質表示基準

第1条 (趣旨)
この基準は、生鮮食品品質表示基準の別表に掲げる○○に適用する。

第2条 (定義)
○名称の定義
○栽培方法の定義 等

第3条 (表示事項)
○栽培方法
○養殖されたものである旨 等

第4条 (表示の方法)
○名称
○栽培方法
○養殖されたものである旨
○解凍されたものである旨 等の表示の方法について規定

第5条 (表示禁止事項)
○未検査米の原料玄米は、品種又は産年を表す用語
○「新米」の用語 等

遺伝子組換え食品基準

栄養表示基準

食品衛生法に基づく表示基準

横断的事項と個別的事項の整理について(案)

横断的事項に整理するもの

- ・原則として、生鮮食品全般に義務付けるもの
〔 名称、原産地 〕
- ・生鮮食品全般に義務付けるものであって、個別の食品に表示の方法の規定を設けているもの
〔 名称 〕
- ・生鮮食品のうち、一定の要件を満たした食品に義務付けるもの
〔 遺伝子組換え食品、放射線を照射した旨 等 〕

個別的事項に整理するもの

- ・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で個別の食品に限定して義務付けるもの
〔 原料玄米(玄米及び精米)、精米年月日(玄米及び精米)、解凍されたものである旨(水産物)、養殖されたものである旨(水産物)、栽培方法(しいたけ) 等 〕
- ・現行の食品衛生法を表示基準府令、食品衛生法の乳等表示基準府令それぞれの対象食品に限定して義務付けるもの
〔 期限表示(食品衛生法の対象品目)、鳥獣の種類(食肉)、採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名(鶏の卵)、採取された海域又は湖沼(生かき)、生乳、生山羊乳又は生めん羊乳である旨及びジャージー種の牛から搾取した旨(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳) 等 〕